

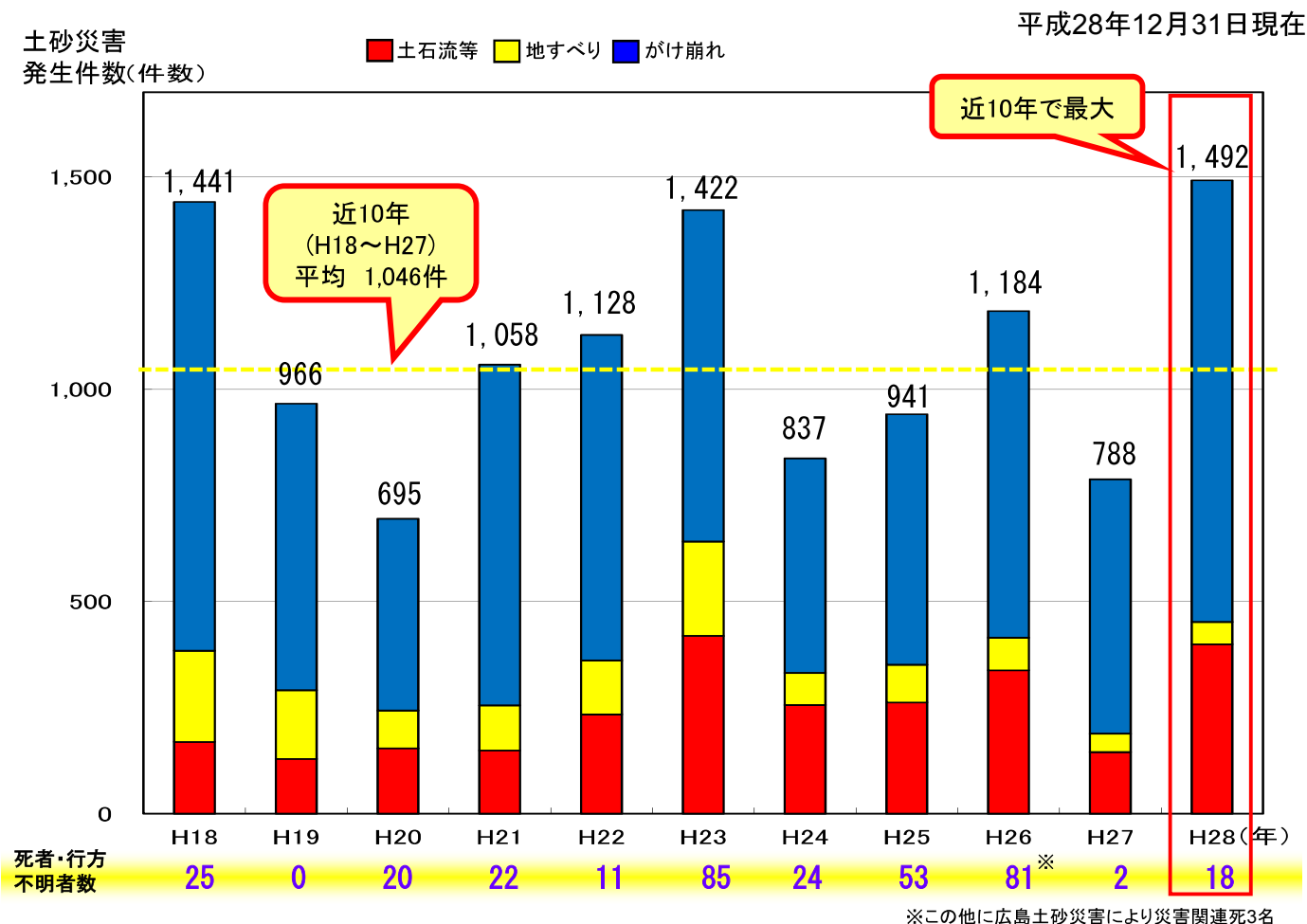
土砂災害対策における最近の動向

国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 平成29年3月



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

近年の土砂災害発生件数



平成28年 全国の土砂災害発生状況

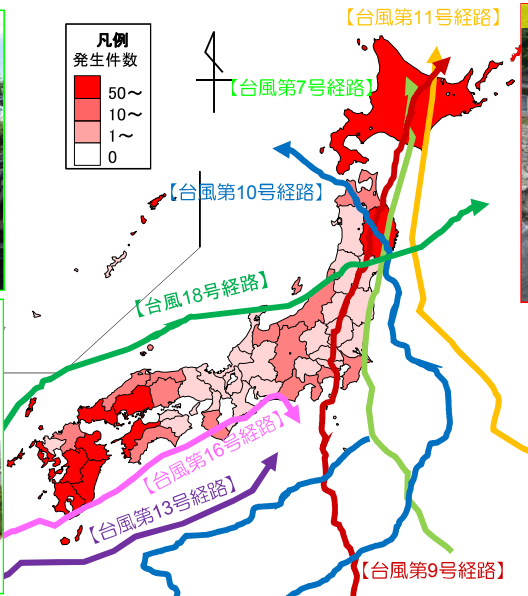
平成28年12月31日現在
土砂災害発生件数

1,492件

〔土砂災害〕
土石流等：399件
地すべり：53件
がけ崩れ：1,040件

【被害状況】

人的被害：死者 18名
行方不明者 0名
負傷者 15名
人家被害：全壊 39戸
半壊 38戸
一部損壊 240戸

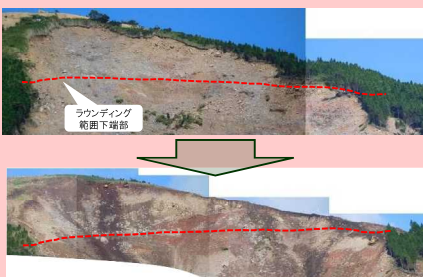


阿蘇大橋地区における大規模斜面崩壊対策

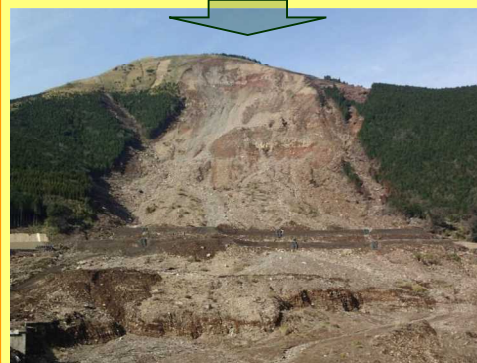
- 平成28年(2016年)熊本地震では、阿蘇大橋地区において大規模な斜面崩壊が発生し、国道57号及び325号が通行止め、JR豊肥線が運転休止状態となった。
- 斜面对策は、国直轄の砂防事業として、これまで前例がない規模での無人機械を投入して実施。平成28年12月までに斜面上部の不安定土砂の撤去などを完了。1月からは有人施工に着手し、復旧の取り組みを加速。

斜面上部

高所掘削機械により、不安定土砂を撤去



全景



斜面下部

無人機械を投入し、土留盛土工を実施



最新の遠隔操作技術を導入した無人化施工機械による砂防工事

- 安全性確保のため、無人化施工により工事を実施。
- 大容量データ伝達が可能なネットワークを構築し、1km以上離れた操作室より、同時に14台の重機を混線することなく操作。



要配慮者利用施設の土砂災害による被災事例

発生年月日	場所	概要
昭和60年 7月26日	長野県長野市 (地附山)	要因: 大規模な地すべり 被害: 死者26名
平成5年 8月5・6日	鹿児島県 吉野町	要因: がけくずれ 被害: 死者9名
平成10年 8月27日	福島県西郷村	要因: 土石流 被害: 死者5名
平成21年 7月21日	山口県防府市	要因: 土石流 被害: 死者7名
平成26年 8月20日	広島県広島市	要因: 土石流 被害: 人的被害無 施設全壊

地附山地すべり(昭和60年長野県長野市)



花倉病院の被災(平成5年鹿児島県吉野町)



太陽の国からまつ荘の被災(平成10年福島県西郷村)



ライフケア高砂の被災(平成21年山口県防府市)



八木園の被災(平成26年広島県広島市)



出典: 長野県HP

平成29年2月10日
水管理・国土保全局水政課

「水防法等の一部を改正する法律案」を閣議決定 ～洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」の実現を目指します！～

近年、全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることに対応し、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な関係者の連携体制の構築と既存資源の最大活用を図る「水防法等の一部を改正する法律案」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

近年、全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化しています。平成27年9月の関東・東北豪雨、平成28年8月に北海道・東北地方を襲った台風10号等の一連の台風では、住民の逃げ遅れや家屋の浸水により甚大な被害が発生しました。

このため、国土交通省では一昨年来、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、ハード・ソフト一体となった対策により社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取組を進めて参りましたが、この取組をさらに加速し、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するための抜本的な対策を講ずることとします。

2. 改正案の概要

(1) 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

- 地方公共団体や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者の連携体制を構築するため、大規模氾濫減災協議会制度を創設。
〔大規模氾濫減災協議会の設置率：約37%（134/367協議会）（2016年12月）
⇒ 都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現。〕
- 地域の中小河川における住民等の避難を確保するため、市町村長が可能な限り浸水実績等を把握し、これを水害リスク情報として住民等に周知する制度を創設。
- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、その管理者等による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務化。
〔避難確保計画の作成・避難訓練の実施率：約2%（716/31,208施設）（2016年3月）
⇒ 関係機関と連携し、2021年までに100%を実現。〕

(2) 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

- 高度な技術等を要するダム再開発事業や災害復旧事業等を、国土交通大臣又は独立行政法人水資源機構が都道府県知事等に代わって行う制度を創設。
- 民間事業者による水防活動の円滑化を図るため、水防活動を委託された民間事業者が、緊急時に他人の土地を通過すること等を可能に。
- 輪中堤防等の洪水氾濫による浸水の拡大を抑制する土地を保全する制度を創設。

【問い合わせ先】水管理・国土保全局水政課 小松、内山、青木
代表番号 03-5253-8111（内線：35-213、35-227）
直通番号 03-5253-8439
FAX番号 03-5253-1601

背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。



⇒ 「**逃げ遅れゼロ**」、**「社会経済被害の最小化」**を実現し、**同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務**。

法案の概要

1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

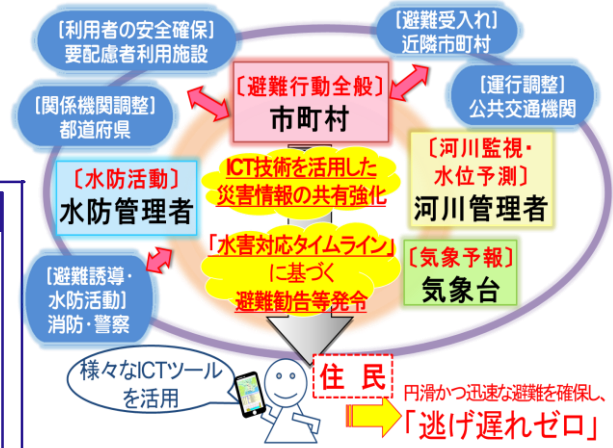
※ 水害からの的確な避難や被害拡大防止のため関係者の役割・連絡体制を時系列で整理した行動計画。

大規模氾濫減災協議会の創設

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。
- 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。

▼協議会のイメージ

「**水害対応タイムライン**」(※)等を協議会で作成・点検。



市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

- 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)として住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

災害弱者の避難について地域全体での支援

- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。



平成28年台風10号により、岩手県のとて要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

2. 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上

予算制度関係

- 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

民間を活用した水防活動の円滑化

- 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

浸水拡大を抑制する施設等の保全

- 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

【目標・効果】

洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現

(KPI) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施率

大規模氾濫減災協議会の設置率 { 134/367協議会 (約37%) (2016年12月) ※

⇒ 都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現

716/31,208施設(約2%) (2016年3月)

⇒ 関係機関と連携し、

2021年までに100%を実現

※ 現行協議会は法施行後に

法定協議会へ改組予定

※ 法定協議会の母数は見込み